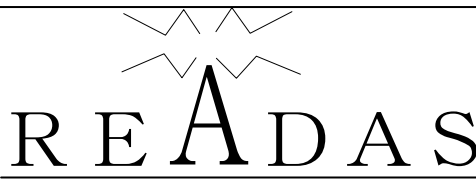


第 5304 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月 4日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 役員の方掌変更等の場合の退職金

Q：高齢の取締役の任期が満了になったので、非常勤の監査役に就任してもらおうと思っています。この際に取り締役だった期間に対する退職慰労金を支給しようと思いますが問題ありませんでしょうか？

A：役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合であれば問題ありません。

【解説】

役員の方掌変更や改選により再任された場合のように退職の事実がない場合に支給するものは、原則、給与所得として扱われますが、例えば次に掲げるような事実があったことによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができるとされています。

- ①常勤役員が非常勤役員（常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く）になったこと。
- ②取締役が監査役（監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で使用人兼務役員とされない役員を除く）になったこと。
- ③方掌変更等の後におけるその役員（その方掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く）の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。

